

## 教育資金の一括贈与が変わります！

### ●制度の概要

「教育資金の一括贈与」に係る贈与税の非課税制度とは、直系尊属（以下、贈与者）が30歳未満の孫や子（以下、受贈者）に対し、「教育資金」に充てるために金銭等を出して、金融機関で信託等をした場合、1,500万円を限度に贈与税が非課税となる制度です。

平成31年（2019年）度税制改正により、当該制度の要件が見直され、2019年4月1日以後の贈与より適用されます。

### ●教育資金に該当するもの

#### (1) 学校等に支払われる金銭

- ① 入学金・授業料・入園料・保育料など
- ② 学用品の購入や修学旅行費や学校給食費など

#### (2) 学校等以外に支払われる金銭（※1）

- ① 教育・スポーツ（学習塾・水泳教室など）
- ② 通学定期代・留学渡航費など

※1 限度額は500万円までとなります。

上記領収書は、金融機関に原本を提出する必要があります。



### ●改正の概要

#### (1) 適用期限の延長

2021年3月31日まで、2年間延長となります。

#### (2) 所得制限の新設

受贈者（もらった側）の前年の合計所得金額が1,000万円を超えた場合には、当該制度の適用が受けられなくなります。

2019年4月1日以降に行う贈与に適用されます。

#### (3) 23歳以上の教育資金の範囲の限定

受贈者が23歳に達した日の翌日以後に、学校等以外に支払われる金銭（学習塾、通学定期代等）については、適用が受けられなくなります。

ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用については、適用範囲となります。

2019年7月1日以降の支払いより適用されます。

#### (4) 相続前3年以内の教育資金贈与の持ち戻し

受贈者に教育資金を贈与してから、3年以内に贈与者に相続が発生した場合には、相続時点で支

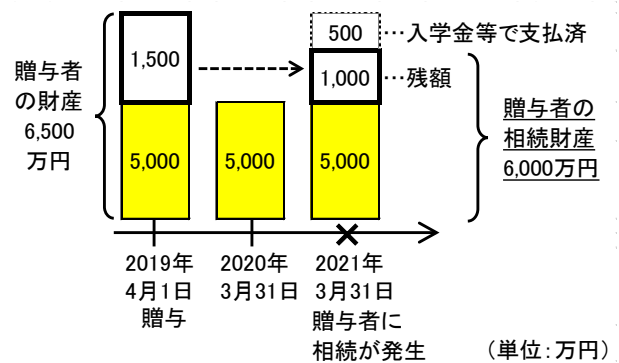
払っていない残額については、贈与者の相続財産としてみなされます。

ただし、相続時点で、受贈者が以下のいずれかに該当する場合は除かれます。

- ① 受贈者が23歳未満である場合
- ② 受贈者が学校等に在学中の場合
- ③ 受贈者が教育訓練を受講している場合

2019年4月1日以後に、贈与者に相続が発生した場合について適用されます。

（例）教育資金として1,500万円贈与し、2年後に相続が発生した場合



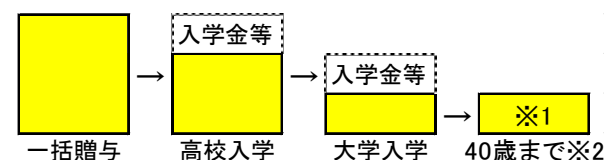
上記の図の場合、支払っていない残額1,000万円が、相続財産として持ち戻しとなります。

#### (5) 教育資金口座契約の終了年齢の引き上げ

教育資金口座契約は、受贈者が30歳に達した時点で終了し、支払っていない教育資金の残額については、受贈者に贈与税が課税されます。

ただし、上記(4)②・③のいずれかに該当する場合には、教育資金口座契約の終了年齢が、40歳まで引き上げられます。

2019年7月1日以後に、受贈者が30歳に達する場合について適用されます。



※1 支払っていない分に贈与税が発生する。

※2 学校等に在学、または教育訓練を受講している場合のみ適用。

（木下 麻衣）